管理運営規程

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立工芸高等学校全日制課程(以下「本校」という。)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- (1) 副校長は、校長を助け、命を受け校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- (2) 副校長は、校長の命を受け所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- (1) 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- (2) 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭及び主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- (1) 校務分掌における学校運営上の重要な役割
- (2) 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- (3) 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務をつかさどり、経営企画室の所属職員を 指揮監督する。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。 (ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。)

(1) 部

教務部、総務部、生徒指導部、進路指導部、保健厚生部、図書部及び専門部を置く。

(2) 学年

第1学年、第2学年及び第3学年を置く。

(3) 学科

アートクラフト科、マシンクラフト科、インテリア科、グラフィックアーツ科及びデザイン 科を置く。

- (4) 教科
 - ① 国語科、地理歷史科、公民科、数学科、理科、保健体育科、芸術科、家庭科、英語科及

び工業科を置く。

- ② 国語科、地理歴史・公民科、数学科、理科、保健体育科、英語科、アートクラフト科、マシンクラフト科、インテリア科、グラフィックアーツ科、デザイン科に教科主任を置く。
- (5) 企画調整会議
- (6) 職員会議
- (7) 主幹会議
- (8) 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。

- (9) 委員会
 - ① 常設委員会として、次の委員会を置く。委員会の運営規定は別に定める。

入学者選抜委員会、教育課程委員会、教科書選定委員会、学校開放事業運営委員会、ホームページ管理運営委員会、情報ネットワーク委員会、防災教育推進委員会、安全衛生委員会、学校保健委員会(アレルギー対策)、将来構想委員会、特別支援教育推進委員会、学校いじめ対策委員会、その他、学校安全委員会及び防災委員会は、生活指導部内に置く。

② 校務運営を円滑に行うため、下記の委員会を置く。

施設委員会を置き、施設の有効活用を検討する。

生徒指導委員会を置き、生活指導に関わる横断的な指導体制を整備する。

工芸祭実行委員会を置き、生徒の作品発表の場である、文化祭の企画立案及び運営を行う。

体育祭実行委員会を置き、体育祭の企画立案及び運営を行う。

購買委員会を置き、新入生の購入物品の選定及び購買に関する支援を行う。

設備拠点校検討委員会は、他校との連携のための企画立案及び運営を行う。

- (10) 学校運営連絡協議会
- (11) 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項についは生徒指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委託された者が行う。

(12) 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

(13) その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

- 第11 企画調整会議
 - (1) 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務 に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、 その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

(2) 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、教務主任、総務主任、生徒指導主任、進路指導 主任、保健厚生主任、図書部主任、専門部主任(科主任兼務)、一学年主任、二学年主任、 三学年主任、アートクラフト科主任、マシンクラフト科主任、インテリア科主任、グラフィックアーツ科主任、デザイン科主任、企画管理担当係長とする。 但し校長は、必要に応じ、委員会の委員長を出席させることができる。

(3) 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

(4) 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

(5) 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

(6) その他、

必要な事項は、校長が定める。

第12 職員会議

(1) 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- ① 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- ② 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- ③ 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。
- (2) 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

(3) 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

(4) 開催

定例会は、原則として月1回開催する。

(5) 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

(6) 司 会

校長が選任する。

(7) 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければ ならない。

- (8) 運 営
 - ① 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
 - ② 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くこと はあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第13 主幹会議

(1) 目的

主幹会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- ① 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- ② 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- ③ 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

- ④ 校長が 0JT を通した人材育成の機能強化を図ること。
- (2) 構成員 校長、副校長、主幹教諭
- (3) 開催

主幹会議は校長の必要に応じ随時

(4) 招集校長が招集し、その運営を管理する。

第14 教科会

(1)目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

(2) 所掌事項

- ① 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- ② 「年間授業計画」に関すること。
- ③ 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- ④ 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- ⑤ 定期考査及び学習評価に関すること。
- ⑥ 教科書選定に関すること。
- ⑦ 教務部との連絡・調整に関すること。
- ⑧ 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
- ⑨ 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

(3) 構成員

同一教科の全ての常勤の教員とする。

(そのほかに、教科指導上の必要に応じ非常勤教員、実習助手を加えて記載する。)

(4) 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時(年1回)、定期考査前(年5回)、成績評定前(年3回)、0JT 関係実施時期(年3回)に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。(各校の実態に合わせて、開催回数及び実施時期を毎年4月1日までに定する。)その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

(5) 招集

教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第15 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第16 人 事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が 定める。

第17 予 算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第18 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第19 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう 整備する。

- 附 則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 この規定は、令和2年4月1日から施行する。